下記について連絡致します。

## 【制度要綱第6条の団体所在地の変更】

ST制度要綱第6条第3項の下表について、「東京玩具工業協同組合」の所在地を 以下のとおり変更する。

改定	適用日
(改定前)	
〒130-0005	同組合の事業所の移転が完
東京都墨田区東駒形 4-16-3	了した平成 25 年 2 月 1 日
(改定後) 〒130-0005 東京都墨田区東駒形 4-24-3 伊藤ビル 2 階	とする。
	(改定前) 〒130-0005 東京都墨田区東駒形 4-16-3 (改定後) 〒130-0005 東京都墨田区東駒形 4-24-3

(当該団体より、上記の変更申出があったため。)

## 【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

【玩具安全マーク使用許諾契約】

- 第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約 を締結しなければならない。
  - 2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。
  - 3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を経由して協会とSTマーク使用許 諾契約を締結することができる。

名称	所 在 地	
東京玩具製問協同組合	〒130-8611	Т
	東京都墨田区東駒形 4-22-4	1
東京玩具工業協同組合	〒130−0005	
	東京都墨田区東駒形 4-24-3	
	伊藤ビル2階	M
	<del>7130-0005</del>	
	東京都墨田区東駒形 4-16-3	
日本プラスチック玩具工業協同組合	〒103-0004	
	東京都中央区東日本橋 2-24-7	Р
	東京プラスチック会館 5 階	
日本空気入ビニール製品工業組合	〒103-0004	
	東京都中央区東日本橋 2-24-7	V
	東京プラスチック会館 5階	
日本プラモデル工業協同組合	〒111-0051	Ј
	東京都台東区蔵前 4-20-12	J
大阪玩具事業協同組合 (社)日本玩具協会大阪支部	〒542-0066	
	大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1	В
	玩具人形会館内	
東京玩具人形協同組合	〒111−0053	D
	東京都台東区浅草橋 2-28-14	D
中部玩具人形工業会	〒451−0043	C
	愛知県名古屋市西区新道 2-15-17	
日本バルーン協会	〒166-0014	R
	東京都杉並区松の木 3-12-11	K

## (付則 平成25年2月5日改定)

この改定(制度要綱第6条第3項の表の「団体所在地」の改定)は、平成25年2月 1日に遡及して適用する。